

# 「新型コロナウイルス感染症対策について」

一般社団法人 全国住宅技術品質協会

一般社団法人全国住宅技術品質協会認定資格試験の実施に当たり、受験者が安心して受験できる環境を確保することを目的として、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を下記の通り実施いたします。受験者の皆様には、各項目についてご協力をお願いいたします。

次に該当する方は受験を控えて下さい。

- ① 感染症に罹患し、試験前日までに治癒していない
  - ② 息苦しさ、強いだるさ、咳等の症状があり、試験当日に 37.5 度以上の発熱がある
  - ③ 感染症感染者(疑いのある場合を含む)との接触があり、医師又は保健所等の指示により試験日時点で自宅待機となっている
  - ④ 試験日より過去 14 日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間が必要と発表されている国・地域等への渡航歴がある
- ①～④に該当しない場合であっても、試験当日、体調がすぐれない場合は、極力受験を控えて下さい。

試験当日、下記の事項を順守して下さい。

- ① 試験当日の朝、検温を実施し、体温が 37.5 度未満であることを確認して下さい。
- ② 受付時に非接触型体温計による検温を実施させていただきます。検温の結果、37.5 度以上の発熱が確認された場合、試験会場への入室をお断りする場合があります。
- ③ 試験会場への移動、試験会場内での移動、受付の順番待ち等の際には、周囲の方との距離を保って行動して下さい。
- ④ 発熱の有無にかかわらず、試験場内では鼻と口を覆うようにマスクの着用を必ずお願いします。マスクの着用に加え、フェイスシールド(透明なものに限る)、手袋については、使用しても差し支えありません。なお、本人確認のための写真照合時等、試験監督者の指示があった場合は、マスクを一時的に外していただきます。
- ⑤ 試験室への入退場を行うごとに、会場入口に設置する消毒液等による手指消毒を実施して下さい。
- ⑥ 会場内での会話・私語は控えて下さい。
- ⑦ 指定された座席に着席して下さい。試験開始前、終了後を含め、自席以外への着席・使用は禁止です。
- ⑧ 発生したゴミ、着用したマスクは必ず持ち帰って下さい。

## 試験会場について

- ① 会場の収容人員は定員の 50%以下を目安とします。
- ② 試験会場の座席は 1m を目安として間隔を空けて配置するように努めます。
- ③ 会場入口に消毒液等を設置します。
- ④ 試験会場は換気のため、試験時間中を含めてドアを開放する場合があります。
- ⑤ 感染予防のため、筆記具等の貸し出しはありません。
- ⑥ 試験終了ごとに消毒液等を使用した机・椅子のふき取りによる消毒を実施します。
- ⑦ 試験会場の全運営スタッフは、出勤前に検温を行い、体調不良等の異常がないことを確認します。
- ⑧ 感染予防のため、試験監督者にはマスクの着用を義務付けます。また、状況によりフェイスシールド、手袋を着用する場合があります。

## その他

- ① 体調不良者のための診療室、看護師等の準備・配置はありません。
- ② 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちに挙手により試験監督者に申し出て下さい。その後、試験監督者の指示に従い、速やかに退室(帰宅)して下さい。
- ③ 試験会場内において咳を繰り返す等の症状が見られる受験者には、試験監督者により健康状態を確認した上で、試験を中止し、退室(帰宅)して頂く場合があります。
- ④ 感染防止対策の徹底に関し、上記の事項を順守していただけない場合や、試験監督者の指示に繰り返し従わない場合には、不正行為として、その受験者の受験を拒否または中止し、退室を命じる場合があります。
- ⑤ 感染防止の必要に応じて、受験者の氏名、連絡先等が保健所等の公的機関へ提供される場合があることを予めご了承ください。

以上